

第1回検討会における議論について（案）

平成28年2月12日
原子力規制庁

1. 議論の進め方について

第1回検討会資料2「特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会における具体的検討について」について、下記議論を踏まえて別紙の通り修正する。

- 「1 基本的考え方」に「可燃物、非可燃物ともにできる限り減容する」とあるが、必ずしも全て減容することが適切であるとは限らないので「適切な範囲で」等の表現を追加する。
- 「1 基本的考え方」に「長期にわたり安定的に保管するに当たっての検討に限定し、処分方法については検討の対象外とする」とあるが、廃棄物の保管方法を検討するに当たっては、処分まで見据えて考える旨明確にする。

2. 論点整理

（1）廃棄物発生量の総量把握と保管施設について

① 課題

- ・ 廃棄物の発生量について、全体像を把握し、見通しにどのような廃棄物が含まれているのか示す。
- ・ 上記の廃棄物について放射能濃度（総放射エネルギー）、可燃物、非可燃等の性状に着目するなど整理して示す。
- ・ 廃棄物発生量を踏まえて、保管施設の確保が十分であるか示す。

② 対応

- ・ 議題3において議論する。

（2）廃棄物管理に係る核種分析等について

① 課題

- ・ 分析の手法やリソース（マンパワー、施設等）も含め、廃棄物管理に係る核種分析等について、具体的な計画を示す。

② 対応

- ・ 議題4において議論する。

(3) 個別の廃棄物や保管施設について

① 課題

【可燃性廃棄物】

- ・ 伐採木一時保管槽において発生するガスについて、監視等の必要性の有無について示す。

【非可燃性廃棄物】

- ・ 沈殿処理生成物貯蔵容器（H I C）等の水処理二次廃棄物の安定的な保管に向けた具体的な計画について示す。
- ・ 沈殿処理生成物貯蔵容器（H I C）の水処理二次廃棄物について廃棄物から放出される熱量について示す。
- ・ 覆土式一時保管施設のモニタリングについて、地下水に限らず土壌についても実施する必要性の有無について示す。

② 対応

- ・ 今後の検討会における個別の廃棄物に係る検討の中で議論する。

赤線下線部が前回検討会における議論を踏まえた変更案

特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会における具体的検討について(案)

~~平成 27 年 12 月 4 日~~

平成 28 年 2 月 12 日

原子力規制庁

1 基本的考え方

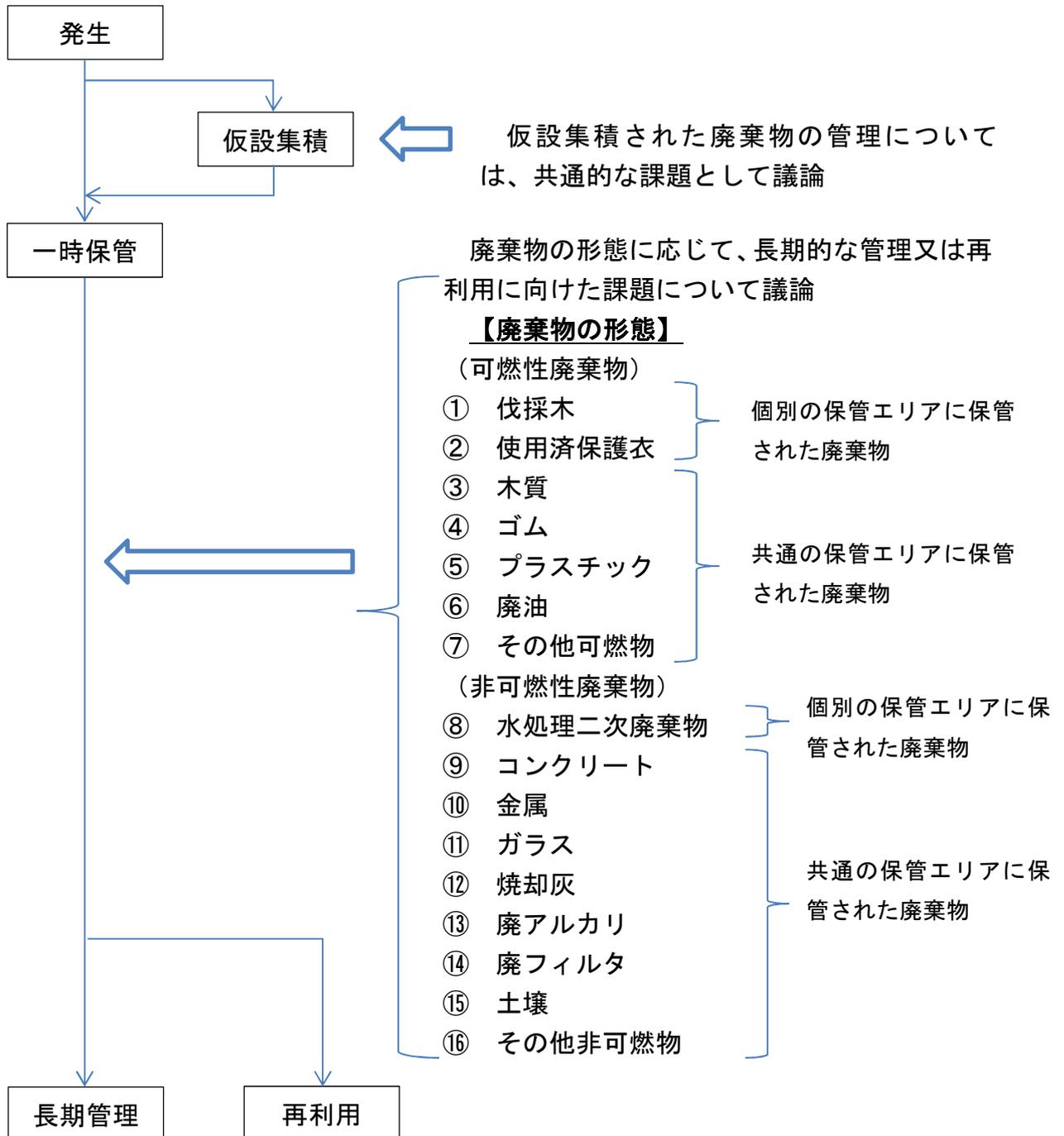
福島第一原子力発電所において、放射性廃棄物を長期にわたり安定的に保管するための基本的考え方は下記のとおりとする。なお、検討に当たっては、サイト内の状況を十分に考慮するものとする。

- ・可燃物、非可燃物ともに適切な範囲でできる限り減容する。
- ・分離、除染等による二次廃棄物の増加量や放射能濃度以外の廃棄物特性についても考慮の上、管理方策を検討する。
- ・将来的な処分も念頭に置きつつ、長期にわたり安定的に保管するに当たっての検討に限定し、処分方法については検討の対象外とする。
- ・現在一時保管されている廃棄物以外も当面の間発生する廃棄物について検討する。

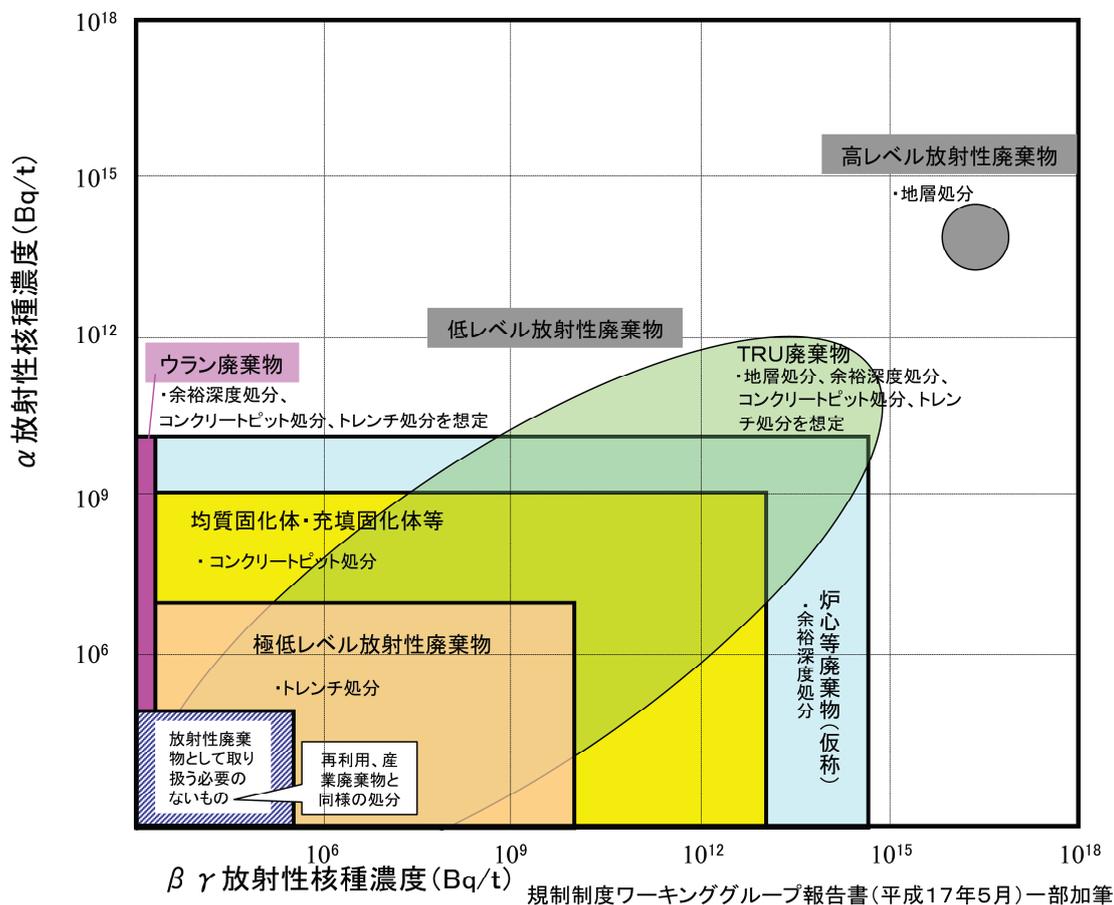
2 具体的な検討の進め方

- 個々の廃棄物の形態（別紙 1）に応じた具体的な課題及び対応について検討する。なお、仮設集積された廃棄物の管理、廃棄物に係る核種分析等については、共通的な課題として検討する。
- 可燃物、非可燃物のそれぞれの中から特性の似たものをまとめ、廃棄物の形態ごとに検討する。
- 一般的な放射性廃棄物の放射能レベルによる区分（別紙 2）を参考にしつつ、扱う放射性廃棄物の α 、 β 、 γ 核種について、核種ごとにその分析手法及び分析試料の代表性も含め検討する。
- 放射能濃度以外の廃棄物特性（発熱量、発生ガス（水素ガスを含む。）等）についても、分析の要否やその方法について検討する。

(別紙1)



廃棄物発生から長期管理及び再利用までのフロー



放射性廃棄物の濃度区分及び処分方法

[出所] 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 廃棄物安全小委員会
報告書「低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制について
(中間報告)」(平成19年3月20日)